

剪定枝リサイクル運搬・処理業務仕様書

1 件名

剪定枝リサイクル運搬・処理業務委託

2 契約期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

3 委託場所

新発田広域クリーンセンター 新発田市藤掛625番地1

4 業務内容

委託場所敷地内のストックヤード（別紙 スtockヤード位置図 参照）に、一般廃棄物として持ち込まれた剪定枝をリサイクル用原材料として処理可能な一般廃棄物処理業の許可を有する施設へ運搬し、処理すること。

5 有資格者基準

新発田市長又は胎内市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であること。

6 予定搬出量

約30t

ただし、搬出量は変動することがある。

7 搬出時期

発注者からの指示を受け、搬出すること。

8 業務報告等

（1）搬出毎に、処理施設で計量し、報告書を提出すること。

（2）契約期間満了時には、搬出した剪定枝がリサイクル処理されたことが分かる写真等を添付した業務完了報告書を提出すること。

9 契約額

運搬費及び処理料を合わせた10kgあたりの単価契約とする。

なお、請求は月単位で行うものとする。

10 その他

- (1) 業務開始にあたって、受注者は、処理施設の所在市町村長の発行する一般廃棄物処理業の許可証の写しを委託場所に提出すること。受注者が他の一般廃棄物処理業者の処理施設へ運搬して処理する場合は、処理施設の所在市町村長の発行する一般廃棄物処理業の許可証の写しを添えて予め報告すること。契約期間内に許可証の更新がある場合には、その写しを提出すること。
- (2) 業務内容には、運搬車への積み込み作業を含むこと。なお、剪定枝はストックヤードに平置きするものとする。
- (3) 受注者は、従事者の中から業務の責任者を選任し、発注者に届け出ること。
- (4) 搬出中に事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者に通報するとともに適切な措置を講じ、発注者にその顛末を報告すること。
- (5) この仕様書の条項に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じたときは、発注者と受注者双方の協議のうえ決定する。

別紙

